



吹き抜け

市役所からのお知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略

市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、下記ページをご覧ください。

▶公式ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>

▶公式ツイッター <https://twitter.com/akitacity>

▶秋田市役所Facebookページ <https://www.facebook.com/city.akita>

土崎神明社祭の曳山行事 世界無形文化遺産に 前進!



広報あきた10月21日号でお知らせした、全国の「山・鉾・屋台行事」を世界無形文化遺産に登録しようとして、UNESCO(ユネスコ)へ提案していた件で、10月31日、無形文化遺産保護条約政府間委員会の評価機関から、登録への実現がより高い勧告がありました。

今後、11月28日(月)～12月2日(金)の日程でエチオピアで開催される第11回政府間委員会で最終決定がなされます。

「土崎神明社祭の曳山行事」が、世界無形文化遺産になるのは目前! さらに一押し、みんなで盛り上げましょう!
文化振興課 ☎(0888)56007

現在、新庁舎の開庁による利用者の増加と旧庁舎解体工事に伴い、市役所駐車場が混雑しております。

市役所や中央市民サービスセンターへお越しの際は、できるだけ公共交通機関をご利用いただくか、乗り合わせてくださるようお願いいたします。

市民健康意識調査にご協力ください

市民健康意識調査は、市民のみなさんの健康に対する意識や生活習慣を把握するための調査です。調査結果は、市民の健康づくり計画である「健康あきた市21」の中間評価の資料とします。

無作為に抽出した4千500人のかたへ、12月上旬に調査票をお送りしますのでご協力ください。

●問い合わせ
保健総務課 ☎(883)1170

廃棄物の減量に関する審議会の委員を募集

市の廃棄物の減量などを調査・審議する「秋田市廃棄物減量等推進審議会」の公募委員を4人(予定)募集します。

任期は来年2月1日から2年間。審議会は年3回程度、平日の日に約2時間開催します。報酬

あり。

対象▶市内に住む20歳以上のかた(国・地方公共団体の議員や常勤職員、市のほかの審議会などの委員を除く)

申込書の配布場所▶市役所3階の環境都市推進課(同課ホームページからも入手可)

応募方法▶ごみの排出抑制リデュース▶製品の再使用(リユース)▶ごみの再資源化・再生利用(リサイクル)からテーマを1つ選んで、800字程度の小論文を申込書と履歴書に添え、12月12日(月)(必着)まで郵送、FAX、Eメールまたは直接提出のいずれかで、

〒010-8560 秋田市環境都市推進課 FAX(888)5707 Eメール to-ecvp@city.akita.akita.jp

農業委員などの推薦・募集説明会を行います

「農業委員会等に関する法律」の改正により、農業委員の公選制を廃止し、市長が議会の同意を得て任命することになりました。また、農地利用最適化推進委員が新設されることとなり、秋田市農業委員会は平成29年7月から新体制へ移行します。

農業委員および農地利用最適化

推進委員は、市民を対象に推薦・公募により募集し、選考委員会で選ばれることとなります。

これら委員の募集説明会を、左記のとおり各市民サービスセンターで開催しますので、意欲や関心のあるかたは、お近くの会場へお越しください。

おもな業務と募集人数

農業委員：委員会での議案などの審議・決定。募集は19人

* 農業委員は認定農業者が委員の過半数を占めること、利害関係のない中立委員を含めることなどが法律で規定されています。

農地利用最適化推進委員：担当区域での農地利用の最適化(農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消など)の推進のための現場活動。募集は29人

報酬など

両委員ともに月額3万1千円、活動内容に応じて日額1万円、費用弁償(総会出席時の交通費)を支給

任期
平成29年7月20日から3年

◆説明会の会場と日程

- 河辺市民SC▶12月3日(土)午前10時～
- 雄和市民SC▶12月3日(土)午後2時～
- 北部市民SC▶12月10日(土)午前10時～
- 東部市民SC▶12月10日(土)午後2時～
- 南部市民SC▶12月17日(土)午前10時～

●問い合わせ 農業委員会事務局
☎(888)5796

平成27年国勢調査の結果 秋田市の人口は315,814人

平成27年10月1日に行われた国勢調査の確定値が公表されました。総務省統計局によると、秋田市の人口は315,814人で、平成22年の国勢調査に比べて7,786人減少し、世帯数は135,318世帯で、4,000世帯増加しました。また、1世帯当たりの人数は2.33人となり、平成22年の2.46人から減少しています。

平成27年の確定値においては、人口減少は避けられなかったものの、平成24年時点で見込まれていた各種推計人口よりも緩やかな減少にとどまりました。

秋田市の状況

調査年	人口	前回調査との人口比較	世帯数
平成17年	333,109人 男▶158,107人 女▶175,002人	前回調査は市町合併前のため比較していません。	131,213世帯 (1世帯あたり2.54人)
平成22年	323,600人 男▶152,456人 女▶171,144人	-9,509人 増減率 -2.85%	131,318世帯 (1世帯あたり2.46人)
平成27年	315,814人 男▶148,851人 女▶166,963人	-7,786人 増減率 -2.41%	135,318世帯 (1世帯あたり2.33人)

問い合わせ 情報統計課調査統計担当 ☎(888)5470

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
ギョつとちゃん



11月25日(金)～12月1日(木)は
「犯罪被害者週間」です
はんざいひがいしやじゆうかん

「支え合い
寄り添う心育んで」

犯罪防止や被害者支援のために
何ができるか、この機会に考えて
みませんか。
市民相談センター(市役所1階)
では、犯罪被害に遭われたかたな
どからの相談に応じ、生活や福祉

などの手続きが一つの窓口ででき
るよう努めています。

犯罪被害者等の支援総合窓口

(市民相談センター内)
☎(888)5646

空き家への定住や
多世帯同居などに助成

①空き家定住推進事業
対象▶次のア・イのいずれか。

- ア. 秋田市の「空き家バンク」(※)に登録された空き家を購入し、市外から移住するかた(3年以上の定住)
 - イ. 秋田市の「空き家バンク」に登録された空き家を賃貸する所有者または賃借して市外から移住するかた(5年以上の定住)
- ※空き家所有者からの申し込みにより、空き家の情報をホームページなどで提供する制度。
- 対象工事▶市内に本店または支店などがある建設業者などが施工する、定住のために必要な本体工事補助額▶対象工事費の2分の1。購入は上限100万円、賃貸借は上限30万円

②多世帯同居・近居(※)推進事業

対象▶次のウ・エのいずれか。

- ウ. 市内で居住用に所有している住宅を改築・改修し、新たに多世帯同居(世帯数が1つ以上増加)をするかた(3年以上の同居)
- エ. 親・子・孫など三世代のいずれかが所有し、居住している住宅のそばに市外から近居するかた(3年以上の近居)

※転居して住居が近くなること。

対象となる工事または経費▶

- ・市内に本店または支店などがある建設業者などが施工する、同居に必要な住宅の本体工事
- ・住宅を新築または購入(中古住宅を含む)する費用、貸家(アパートなどを含む)する費用、貸家(アパートなどを含む)する費用、貸家(アパートなどを含む)する費用

1トなどを含む)の賃貸借契約に係る敷金・権利金・仲介手数料補助額▶

- ・対象工事費の2分の1。市内在住者の同居は上限50万円。市外在住者か市内在住者のうち、18歳以下の子どもがいる世帯の同居は上限100万円
- ・住宅購入費は上限100万円、賃貸借契約は上限30万円

*①②の事業とも、東日本大震災で避難し、市内に居住しているかたも利用できます。

*住宅リフォーム助成(50万円以上の工事に対し5万円)と併用できる場合があります。

●申し込み

住宅整備課 ☎(888)5770

不法投棄は
犯罪です!



監視カメラ「みてるくん」

不法投棄は厳しく罰せられます。豊かな自然を残すため、みんなで追放しましょう。不法投棄を発見したら、廃棄物対策課へご連絡ください。

秋田市内のおもな処罰の状況

机や衣類などを山林に投棄：罰金50万円、書類や家具などを山林に投棄：罰金50万円

●問い合わせ 廃棄物対策課

☎(888)5713